化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定により同項の規定による動物の飼養又は収容に係る許可を受けなければならない区域を次のとおり指定したので,柏市化製場等に関する法律等施行規則(平成20年柏市規則第44号)第8条の規定により告示し,平成20年4月1日から施行します。

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

柏市長 本 多 晃

花野井(台ノ山及び鶴牧に限る。),大室(川端に限る。),大青 田(稲荷山,新田原,蛭田,大橋,小川向,五反田,出山,南田, 庚塚 , 中山新田 , 耕地 , 小川 , 塚下 , 西郷谷 , 北ノ内 , 馬場 , 大畑 , 大宮、台、川津台、山谷、小渡、大山、溜台、猪ノ山、城ノ越、中 立,後田,東山及び江川に限る。),十余二(南前山,上大塚,北 前山及び小山に限る。),上利根,布施(殿台,堂ノ下,古谷,東, 宮 ノ内 ,四 本 榎 , 一 ツ 木 台 , 廻 り 作 台 , 荒 屋 敷 , 寺 山 , 郷 向 , 新 屋 敷 ,安 藤 山 ,鳥 飼 山 ,西 丿 前 ,土 谷 津 , 鍋 田 , 東 丿 前 , 宮 丿 前 , 鴻 ノ巣,雷神,中谷津,宮田向,本願寺,新堀下及び郷向外に限 る。),弁天下,増尾(丸山下,松山下,山ノ下,宮ノ下,天王下, 辺田前,本郷,宮根,松山,中郷,坊山,向根,門前,平松,葛ヶ 谷,西ノ台及び稲荷谷津に限る。),名戸ヶ谷(南小橋,小橋戸及 び小橋台を除く。),藤心(葉貫台及び鶴巻を除く。),逆井(庚 申前,天神前,小山,根切,大山,山伏,八町歩,定山,新山及び 小新山を除く。),中原,酒井根(堀込,金掃除,下田,根崎,下 り松,大清水,西山,上ノ台,長作,庚申前,西ヶ原,溜台,棒ヶ 谷 ,溜下 ,中田及び酒井根後に限る。),上三ヶ尾飛地,下三ヶ尾 飛地 , 高 柳 (宮 下 , 宮 後 原 , 西 柳 葉 沢 , 東 柳 葉 沢 , 馬 洗 戸 , 天 神 前 , 高柳下,高柳根,高柳台,槐原,中溝,関根,関根台,高野台,宮 田原,東宮田原,高野下,高野根,新堀,谷中,品川,品川根,上 砂,塚越,後及び馬渡に限る。),藤ヶ谷,藤ヶ谷新田,大井(納

屋台,竹之腰,舟戸,下納屋,新掘込,成堤下,中台原下,天神向 原,堂堀原,大木戸,大木戸山,庚申前,榎台,大木戸出口,栗山, 栗山向,兎久保,六盃内,御堂,寺ノ下,追花,浅間下沖,廣町, 浅間堤上,浅間山,大作,中井,大六天,根谷,中ノ橋及び中ノ橋 前を除く。),大井新田(苅込,舟堀,舟堀沖,堀口及び大溝に限 る。) , 大島田(根崎,シモ田,南根,宮田,雉子打,上出田,向 山,角巻,向峠,東田,宮後原及び溜台に限る。),五條谷(荒句, 上谷津台,丸山及び新山を除く。),塚崎(三斗蒔,大嶋,権現, 蔵下,宮下,芦川,宮後,駒寄,山永,溜台及び大塚に限る。), 箕輪 (中台 , 茱萸作 , 新山 , 物見塚 , 大久保 , 山口 , 坊ノ口 , 薙 , 前田,桝方及び宮後原に限る。),泉(四斗蒔,熊ノ山,山中,高 畑ケ,椎ノ木,荒井山,荒井下,舟戸,天王,滝台及び小松戸を除 く。),岩井(坂台,白銀,宿畑,貝塚,於中山,向山,宮下,涌 井,涌井下,鹿島下,向田,幸田原及び宮後原に限る。),片山 (棚子,羽中,溜田,根崎,辻ノ内,駒形,山王臺,南臺,粟ノ巣, 片山下,久保作,宮前,堂後,荒久,新山及び柏作に限る。),金 山,手賀(西辺田を除く。),布瀬(中田,腰巻,木戸下,納屋, 蔵下 , 原地 , 高野後 , 山中 , 山中下 , 駒形 , 花立 , 仲原 , 向山 , 東 原,御林,池田,高野,渡戸,新堀,沖戸,鍵作,木崎及び木崎下 に限る。),柳戸,若白毛(宮原及び道堀原を除く。)及び鷲野谷 (栗 山 ,木 之 目 作 , 寺 ノ 内 , 元 屋 敷 , 妙 見 内 , 葉 山 , 松 葉 , 五 反 田 , 鹿鳥城,北方前,染井,廣田ヶ崎,亀下,廣田原,小根切,中根切, 大根切及び宮後原に限る。)を除く区域